

治山事業森林整備に係る競争入札参加資格者登録要領

制 定 平成16年12月24日
最終改正 令和 8年 6月 3日

(目的)

第1条 この要領は、奈良県が行う治山事業森林整備の適正な執行を確保するため、競争入札参加資格者の登録について必要な事項を定める。

(治山事業森林整備の定義)

第2条 森林整備とは、地拵え、植付け、下刈り、本数調整伐、受光伐、除伐、枝落とし等の森林施業、簡易施設（歩道、木柵工、木製土留工等）等の施工及び森林調査業務（周囲測量・プロット調査）をいう。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加することができる者は、次の各号のすべてに該当する者で、この要領の定めるところにより資格審査を受け、参加資格が認められた者とする。

(1) 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）第3条第1項の規定に基づき競争入札参加資格者名簿に、営業種目が【大分類：Q役務の提供、中分類：7諸サービス、小分類：⑨森林整備】で登録されていること。

(2) 奈良県内に本店、支店、営業所等を有する法人、又は個人事業者であること。
ただし、本店が奈良県外の場合、奈良県内の支店、営業所等に県との取引権限を委任できること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第163号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 次のいずれかの専門技術者を雇用していること。ただし、個人事業主がいずれかの資格を有する場合を含む。

ア 社団法人日本森林技術協会が認定した林業技士（林業経営部門）。

イ 都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定した林業作業士（基幹林業作業士、林業技能作業士、林業作業士）。

ウ 旧森林法（平成17年3月31日まで）で規定した林業改良指導員。

エ 旧森林法（平成17年3月31日まで）で規定した林業専門技術員（林業経営部門、造林部門、森林機能保全部門）。

オ 森林法（第187条第1項）に規定する林業普及指導員。

- カ 奈良県知事が認定した奈良県森林環境管理士又は奈良県森林環境管理作業士。
 - キ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に規定する1級林業技能士又は2級林業技能士
 - ク 森林整備に関する業務について、10年以上の実務経験を有する者。
- (5) 次に規定する安全管理作業員を選任していること。
- ア 安全管理作業員とは、作業現場における労働災害防止のための知識を有し、林業・木材製造業労働災害防止協会奈良県支部が実施する林業における安全確保に関する研修（以下「安全研修」という。）を、資格審査の申請日の前日から過去3年以内に受講している者をいう。
 - イ 安全管理作業員は、当該事業体の経営に参画していない者であって3ヶ月以上の雇用実績があり、森林整備の実務経験を5年以上有する者であることとする。

(入札参加資格審査申請)

第4条 資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じて行うものとする。

- (1) 現に入札参加資格を有する者で有効期間が満了する日の翌日を有効期間の開始日とする参加資格について資格審査を申請する場合。
 - (2) (1) 以外の者が入札参加資格審査を申請する場合。
- 2 前号(1)に掲げる者は、有効期間満了の日を含む年の10月1日から有効期間満了の日までに申請しなければならない。
- 3 1の(2)に掲げる者は、随時に申請を行うことができる。
- 4 入札参加資格審査を申請しようとする者は、「治山事業森林整備競争入札参加資格審査申請書」を、環境森林部県産材利用推進課に提出するものとする。

(申請用紙の配付)

第5条 治山事業森林整備競争入札参加資格審査申請書用紙は、各農林振興事務所及び環境森林部県産材利用推進課において配付する。

事務所名	住所・電話	課名等
中部農林振興事務所	橿原市常盤町605-5 橿原総合庁舎内 電話 0744-48-3080	総務企画課
東部農林振興事務所	宇陀市菟田野松井486-1 電話 0745-84-9500	総務企画課
南部農林振興事務所	五條市岡口1-3-1 五條総合庁舎内 電話 0747-32-8312	総務企画課
環境森林部県産材利用推進課	奈良市登大路町30番地 電話 0742-27-7473 (直通)	治山林道係

(添付書類)

第6条 「治山事業森林整備競争入札参加資格審査申請書」を提出する者は、第3条に規定する入札参加資格にかかる次に掲げる書類を添付することとする。

- (1) 林業技士（林業経営部門）にあつては、社団法人日本森林技術協会が認定する認定証の写し又は資格を確認できるもの。
- (2) 林業作業士にあつては、都道府県又は林業労働力確保支援センターが認定する認定証の写し又は資格を確認できるもの。
- (3) (旧) 林業改良指導員にあつては、資格試験合格証の写し又は資格を確認できるもの。
- (4) (旧) 林業専門技術員（林業経営部門、造林部門、森林機能保全部門）にあつては資格試験合格証の写し又は資格を確認できるもの。
- (5) 林業普及指導員にあつては、資格試験合格証の写し又は資格を確認できるもの。
- (6) 奈良県森林環境管理士又は奈良県森林環境管理作業士にあつては、奈良県知事が認定する認定証の写し又は資格を確認できるもの
- (7) 1級林業技能士又は2級林業技能士にあつては資格試験合格証の写し又は資格を確認できるもの
- (8) 森林整備に関する業務について、10年以上の実務経験を有する者にあつては、別に定める申告書。
- (9) 申請日を含む年の前3年にわたる暦年の森林整備の施工実績
- (10) 申請日を含む年の前3年にわたる暦年の労働災害事故発生状況
- (11) 様式で定める作業員一覧表、なお、第3条(5)で規定する安全管理作業員にあつては雇用を証明する資料
- (12) 第3条(5)アで規定する安全研修の受講状況及び受講修了証の写し。

(入札参加資格者の決定等)

第7条 知事は、入札参加資格を有する者(以下「資格者」という。)を決定したときは、治山事業森林整備競争入札参加資格者名簿に登録し、その旨を申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第8条 競争入札参加資格の有効期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第4条(1)にかかる者は、有効期間の開始日を含む年の翌々年の12月31日までとする。
- (2) 第4条(2)にかかる者は、治山事業森林整備競争入札参加資格者名簿に登録された日を含む年の翌々年の12月31日までとする。

(不正行為等の処分)

第9条 入札参加資格の有効期間において、第3条の資格要件を欠くこととなった場合等、知事は、治山事業森林整備競争入札参加資格者名簿の登録を取り消すことができるものとする。

第10条 資格者が、不正行為等を起こした場合の処分は、会計局が行うところによるものとする。

(資格者の報告義務等)

第11条 入札参加資格の有効期間内に資格審査申請の内容に変更が生じた場合は、「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出することとする。

2 労働災害事故が発生した場合(休業4日以上)は、速やかに管轄する農林振興事務所長及び環境森林部県産材利用推進課長に奈良県森林整備保全事業工事標準仕様書(平成29年5月31日制定)で定める事故報告書を以て報告すること。

附 則

平成16年12月24日から施行

平成17年 4月 1日一部改訂、施行

平成20年 1月 1日一部改訂、施行

平成20年 6月 1日一部改訂、施行

平成22年 9月 9日一部改訂、施行

平成24年 5月21日一部改訂、施行

平成28年 6月 1日一部改訂、施行

平成29年 4月 1日一部改訂、施行

令和 2年 4月 1日一部改訂、施行

令和 3年 3月26日一部改訂、令和 3年 4月 1日施行

令和 4年 1月19日一部改訂、施行

令和 5年 4月 1日一部改定、施行

令和 6年 4月 1日一部改定、施行

令和 6年12月17日一部改定、施行

令和 8年 2月 1日一部改定、施行

令和 8年 6月 3日一部改定、施行